

手続きチェックシート

おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます。

死亡届

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出してください

火葬許可証をお渡しします



- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

●死亡届の届出人は、

1. 親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）
2. 同居者
3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人となっています。

●窓口に来られる方は、**葬儀社など使者**でも構いません。

●届出に必要なもの

- ・死亡届と死亡診断書（届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。）

関連する手続きは、死亡届と同時に行う必要はありません。
後日、手続きにお越し頂いて大丈夫ですが、**提出期限がある手続き**もありますので、ご注意ください。

なりすましによる不正な届出等を防止し、個人情報保護のため、窓口に来られた方の「本人確認」を行っています。
忘れずに、「本人確認」の書類を、ご持参ください。

ご本人と確認できる書類

1点で
よいもの



個人番号カード



運転免許証



パスポート

障害者手帳
各種免許証など

2点
必要なもの

健康保険の資格確認書または健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証など



マイナンバーの通知カードは本人確認書類として認められておりません

※下記関連手続きの届出人が代理人の場合、法定代理人としての資格や代理権限が確認できる書面、または任意代理人としての委任状などによる代理権の確認が必要です。但し、葬儀社など使者の場合は代理権の確認は不要です。

※代理人の方が手続きするときも、上記の代理権を確認した上で、代理人として来られた方の本人確認を行います。

- ・お亡くなりになられた方で、「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」を取得されている方は、返納が必要です。※マイナンバーカードは保険会社の手続きや確定申告に必要な場合がありますので、しばらく保管し、手続きが終了しましたら返納してください。
- ・外国人の方が亡くなられた場合、「在留カード」または「特別永住者証明書」の返納が必要です。

※税・社会保障関係の手続きでマイナンバーの記載が必要な場合は、マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類が必要です。

死亡届に関連する主な手続き

亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

あてはまる手続きをご自身で確認してください

行政サービスセンターで可能な手続きは○が記載されています

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	行政サービスセンター
保険年金	A. 国民健康保険に加入していた				
	→ 69歳まで	喪失手続き(脱退)保険証等の返却(回収)	国民健康保険証または資格確認書	本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
	→ 70歳から74歳まで	喪失手続き(脱退)保険証等の返却(回収)	国民健康保険証兼高齢受給者証または資格確認書		○
		保険証等の返却(回収)	後期高齢者医療被保険者証または後期高齢者医療資格確認書		○
	B. 75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	高額療養費などの支給申請	●後期高齢者医療給付費受領申立書 ・承継人の口座番号がわかるもの	本庁1階／⑨⑩⑪ 後期高齢者医療のこと 【保険年金課】 TEL:0761-72-7867	
	A・B共通 → 葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請	●葬祭費支給申請書 ・葬祭費受取人(喪主または施主)名義の通帳の写し ・喪主もしくは施主であることが証明できるもの(火葬若しくは葬儀の領収書等)	本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
高齢	→ 各種認定証を持っていた	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		○
	C. 上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください		健康保険の加入先で手続きしてください	
	年金を受給していた			本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
	→ 国民年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届	年金証書 ※まずは 保険年金課でご相談ください	小松年金事務所 TEL:0761-24-1791	
	→ 厚生年金を受給していた	※年金事務所での手続きがあります 住所：小松市小馬出町3-1			
	→ 共済年金を受給していた	※共済組合での手続きがある場合があります		加入していた共済組合	
障がい	→ 農業者年金を受給していた	※農業協同組合でご相談ください		農業協同組合	
	65歳以上の方	介護保険資格喪失届 保険証の返却 ※返却のみ行政サービスセンターで受付可能	介護保険被保険者証	本庁別館1階 介護保険のこと 【介護福祉課】 TEL:0761-72-7853	○
	65歳以上の方または40歳以上で介護保険認定を受けていた	介護保険資格喪失届 保険証の返却 ※返却のみ行政サービスセンターで受付可能	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証		○
	→ 高額介護サービス費等を受給していた	高額介護サービス費等の支給申請	承継人の口座番号がわかるもの 承継人と被保険者の関係がわかるもの(戸籍等)	本庁別館1階 介護保険のこと 【介護福祉課】 TEL:0761-72-7864	
	障がいの手帳を持っていた	障がい者手帳(身体・療育・精神)の返却の届出	障がい者手帳(身体・療育・精神)		○
	→ 障がいに関する給付金を受けていた	障がいに関する各種サービスや給付金終了の相談	※受付窓口でご相談ください	本庁別館1階 障がい福祉のこと 【介護福祉課】 TEL:0761-72-7852	
子ども	→ 心身障がい者の医療費受給資格を持っていた	受給者証の返却	心身障がい者医療費受給者証		○
	→ 障害児福祉手当または特別障害者手当を受けていた	死亡に関する申請			
	児童手当・児童手当・子ども医療費助成を受けていた	児童手当額改定認定請求 子ども医療費受給者証の返却	＜子ども医療費助成の場合＞ 子ども医療費受給者証	本庁1階 子ども子育てのこと 【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856	○
	子ども医療費助成を請求していない領収書はある方 児童扶養手当・ひとり親家庭等の支援を受けていた	※受付窓口でご相談ください			
	市内小中学校に在籍するお子さまがいて、経済的な事情がある方	準要保護児童生徒就学援助申請 ※経済的な理由でお子さんの就学に困っている世帯のうち、認定された世帯に学校における経費の一部を援助します	就学援助申請書を各学校、教育庶務課で受け取り、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して在籍する学校へ提出してください。	市民会館1階 【教育庶務課】 TEL:0761-72-7975	

亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

税・料金

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	行政サービスセンター
加賀市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	相続人代表者の代表承継人の届出 (相続人を代表して固定資産税の 納税通知の受領、納税をする方)	※受付窓口でご相談ください			本庁1階／⑪⑫ 市税のこと 【税料金課】 TEL:0761-72-7816	
→固定資産を共有していた	共有代表者の変更届 (亡くなられた方が代表の場合)	※受付窓口でご相談ください				
→土地・家屋を相続する	※『相続』覧をご覧ください。				金沢地方法務局小松支局 TEL:0761-22-6300	
→農地を相続する	※受付窓口でご相談ください				本庁別館4階／農業委員会 【農林水産課】 TEL:0761-72-7915	
原動機付自転車(125CC以下)・小型特殊自動車等を所有 していた	名義変更の申告(軽自動車税)	・ 標識交付証明書			本庁1階／⑪⑫ 【税料金課】 TEL:0761-72-7814	
	廃車申告(軽自動車税)	・ ナンバープレート ・ 標識交付証明書				
軽自動車を所有していた	※軽自動車検査協会でご相談ください				軽自動車検査協会石川事務所 TEL:050-3816-1853	
軽2輪、自動2輪(126CC以上)を所有していた	※運輸支局で、ご相談ください				北陸信越運輸局石川運輸支局 TEL:050-5540-2045	
税・料金などを口座振替で加賀市に納めていた	口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印			本庁1階／⑪⑫ 市税、料金のこと 【税料金課】 TEL:0761-72-7819	
加賀市に納める税金・料金などに未納がある場合	納付相談					
→財産や負債を放棄する場合	※家庭裁判所でご相談ください 住所：小松市小馬出町11				金沢家庭裁判所小松支部 TEL:0761-22-8541	
下水道受益者負担金を納めていたことがある (猶予中含む)	納付受益者の変更	※受付窓口でご相談ください			市民会館3階：【経営企画課】 TEL:0761-72-7953	
上下水道の使用をやめる場合	使用中止届	お電話または受付窓口で手続きできます			〈相談・お問い合わせ〉 本庁1階 【水道料金お客さまセンター】 TEL:0761-72-7951	
→上下水道の利用者名義を変更する場合	使用名義変更					

その他

市営住宅を故人の名義で借りていた	名義人死亡、退去または入居承継手続き	※受付窓口でご相談ください		本庁別館2階 建築課 TEL:0761-72-7936	
故人は市営住宅に同居していた	同居者異動届出	死亡を証する書面			
犬を飼っている方	犬の登録事項の変更	※受付窓口でご相談ください		本庁別館4階 【環境課】 TEL:0761-72-7885	
亡くなられた方が市営墓地の使用許可を受けていた場 合、または代理人の方が亡くなられた場合など、墓 地・霊苑について相談したい方	・墓地使用权の承継届 ・代理人変更届	※受付窓口でご相談ください			
印鑑登録をしていた	自動的に廃止登録になります	印鑑登録証は返却または廃棄をお願いします		本庁1階／㉓㉔㉕ 住所異動の受付 【窓口課】TEL:0761-72-7881	○

亡くなられた方のご家族の届出・申請に関すること

住所
戸籍

保険
年金

こども

相続

ご家族が該当するものについてご確認ください	手続き		必要なもの	該当	受付窓口	行政サービスセンター
世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出	死亡届の提出から 14日以内			本庁1階／㉓㉔㉕ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (74歳まで)	資格喪失日から 14日以内	加入していた健康保険の 「資格喪失証明書」			○
	国民年金の加入 (20歳～59歳までの配偶者)					○
国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	世帯主変更手続き 新しい資格確認書の交付 (後日郵送)		変更前の国民健康保険証または資格確 認書 (兼高齢受給者証)			○
受けられる年金給付がないか、確認とご相談	例) ・遺族基礎年金 (子のある妻、または子) ・国民年金寡婦年金 (60～64歳の妻) ・国民年金死亡一時金		※受付窓口でご相談ください		本庁1階／㉙㉚㉛ 国民年金のこと 【保険年金課】 TEL:0761-72-7861	
お子さまに関する手当・助成等の確認、相談	・子ども医療費助成 ・母子及び父子家庭等医療費助成	※ご家庭の状況により利用できる制度 や必要なものが異なりますので、ご 相談ください			本庁1階 子ども子育てのこと 【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856	
	・児童手当 ・児童扶養手当					
	・保育所入園児童に関する各種届出					
	・心身障がい者医療費助成 ・特別児童扶養手当				本庁別館1階 障害福祉のこと【介護福祉課】 TEL:0761-72-7852	
亡くなられた方が不動産(土地、建物等)を所有して いる場合	不動産登記申請	右記に電話の上、ご相談ください。 (12月29日～1月3日及び土日祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分の間) 住所：石川県小松市日の出町1丁目120番地 (小松日の出合同庁舎5階)			金沢地方法務局小松支局 TEL:0761-22-6300	
亡くなられた方の預貯金や不動産等の相続手続き がいくつもある場合	法定相続情報証明制度					



加賀市役所（本庁）	〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地 〈市役所代表電話〉0761-72-1111 〈開庁時間〉8時30分から17時15分 ※土日祝日、年末年始はお休み
加賀市行政サービスセンター (かも丸ステーション)	〒922-0423 石川県加賀市作見町ル25番地1 アビオシティ加賀内1階 〈電話番号〉0761-76-7088 〈開所時間〉月・火・木・金 9時30分～19時 土・日・祝日 9時30分～18時 ※水曜日(祝日の場合も含む)、年末年始、アビオシティ加賀休館日はお休み ※戸籍届出は平日17時15分まで。土・日・祝日は届出ができません。 ※平日17時15分以降、土・日・祝日の戸籍届出は本庁の時間外窓口で提出できます。 その場合、住所変更等の手続きは後日になります。